

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2014年3月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,381

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	857	77			
2日	859	78			
3日	861	80			
4日	運転→停止				
5日	停止				
6日	停止→運転				
7日	852	80			
8日	856	81			
9日	857	81			
10日	856	80			
11日	854	78			
12日	運転→停止→運転				
13日	860	77			
14日	862	76			
15日	856	75			
16日	857	77			
17日	857	80			
18日	859	79			
19日	857	75			
20日	856	74			
21日	867	73			
22日	860	73			
23日	862	75			
24日	856	74			
25日	856	74			
26日	860	73			
27日	859	73			
28日	859	73			
29日	857	74			
30日	運転→停止				
31日	停止				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2014年2月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,189

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	855	73			
2日	859	74			
3日	856	75			
4日	855	75			
5日	858	75			
6日	858	75			
7日	844	76			
8日	854	79			
9日	853	79			
10日	854	79			
11日	運転→停止				
12日	停止				
13日	停止				
14日	停止				
15日	停止→運転				
16日	819	76			
17日	831	75			
18日	858	77			
19日	852	78			
20日	859	79			
21日	860	79			
22日	859	79			
23日	867	79			
24日	857	78			
25日	857	79			
26日	858	78			
27日	859	78			
28日	859	77			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2014年1月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,223

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日		停止			
2日		停止			
3日		停止			
4日		停止			
5日		停止			
6日		停止			
7日		停止			
8日		停止→運転			
9日	858	78			
10日	860	78			
11日	861	77			
12日	861	79			
13日	861	80			
14日	857	80			
15日	857	77			
16日	860	76			
17日	861	78			
18日	861	79			
19日	859	81			
20日	858	82			
21日	857	81			
22日	857	79			
23日	859	78			
24日	858	78			
25日	861	78			
26日	859	78			
27日	860	77			
28日	861	77			
29日	861	75			
30日	857	75			
31日	858	73			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2013年12月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,361

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	852	73			
2日	856	73			
3日	856	72			
4日	857	74			
5日	856	69			
6日	859	67			
7日	854	72			
8日	859	76			
9日	860	77			
10日	857	77			
11日	858	77			
12日	860	77			
13日	706	69			
14日	856	78			
15日	858	78			
16日	859	78			
17日	845	77			
18日	857	80			
19日	858	80			
20日	861	80			
21日	859	79			
22日	859	77			
23日	858	77			
24日	856	77			
25日	859	77			
26日	860	77			
27日	運転→停止				
28日	停止				
29日	停止				
30日	停止				
31日	停止				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2013年11月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	182

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日		停止			
2日		停止			
3日		停止			
4日		停止			
5日		停止			
6日		停止			
7日		停止			
8日		停止			
9日		停止			
10日		停止			
11日		停止			
12日		停止			
13日		停止			
14日		停止			
15日		停止			
16日		停止			
17日		停止			
18日		停止			
19日		停止			
20日		停止			
21日		停止			
22日		停止			
23日		停止			
24日		停止			
25日		停止			
26日		停止→運転			
27日		運転→停止			
28日		停止→運転			
29日	856	71			
30日	859	71			
31日					

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2013年10月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1510

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	850	86			
2日	854	86			
3日	856	86			
4日	852	86			
5日	856	86			
6日	857	87			
7日	853	86			
8日	855	86			
9日	853	87			
10日	857	87			
11日	856	86			
12日	858	86			
13日	860	86			
14日	855	86			
15日	850	86			
16日	853	87			
17日	855	87			
18日	855	87			
19日	859	87			
20日	857	87			
21日	853	87			
22日	857	87			
23日	854	87			
24日	855	87			
25日	859	87			
26日	858	87			
27日	858	87			
28日	860	87			
29日	運転→停止				
30日	停止				
31日	停止				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2013年9月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,411

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	859	86			
2日	856	86			
3日	856	86			
4日	854	86			
5日	852	86			
6日	853	86			
7日	853	86			
8日	852	86			
9日	861	86			
10日	852	86			
11日	運転→停止				
12日	停止→運転				
13日	855	86			
14日	859	86			
15日	860	86			
16日	857	85			
17日	857	85			
18日	853	85			
19日	849	86			
20日	849	87			
21日	851	87			
22日	852	87			
23日	847	86			
24日	849	87			
25日	851	86			
26日	864	86			
27日	855	86			
28日	850	86			
29日	853	86			
30日	運転→停止				
31日					

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2013年8月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,194

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C) 平均値	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C) 平均値	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm) ----- ^{備考2)}		
1日	855	85			
2日	854	85			
3日	855	87			
4日	854	87			
5日	855	87			
6日	854	87			
7日	857	86			
8日	856	86			
9日	857	86			
10日	861	85			
11日	863	85			
12日	運転→停止				
13日	停止				
14日	停止				
15日	停止				
16日	停止				
17日	停止				
18日	停止				
19日	停止				
20日	停止→運転				
21日	856	83			
22日	854	83			
23日	858	83			
24日	866	84			
25日	856	84			
26日	854	85			
27日	857	85			
28日	859	85			
29日	857	86			
30日	855	86			
31日	854	86			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2013年7月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,610

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C) 平均値	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C) 平均値	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm) ----- ^{備考2)}		
1日	856	80			
2日	859	80			
3日	858	81			
4日	858	82			
5日	859	82			
6日	852	83			
7日	855	83			
8日	859	82			
9日	854	81			
10日	858	81			
11日	858	82			
12日	864	82			
13日	858	81			
14日	863	83			
15日	856	84			
16日	856	84			
17日	852	85			
18日	859	84			
19日	860	83			
20日	854	83			
21日	856	83			
22日	855	83			
23日	859	83			
24日	857	83			
25日	856	83			
26日	857	84			
27日	861	84			
28日	860	84			
29日	855	84			
30日	860	85			
31日	859	85			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2013年6月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,312

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	866	80			
2日	865	85			
3日	861	84			
4日	859	85			
5日	861	85			
6日	861	84			
7日	861	80			
8日	861	81			
9日	863	82			
10日	860	82			
11日	863	82			
12日	875	82			
13日	875	82			
14日	874	82			
15日	872	85			
16日	864	84			
17日	874	84			
18日	運転→停止				
19日	停止→運転				
20日	860	83			
21日	870	82			
22日	862	82			
23日	866	83			
24日	運転→停止				
25日	停止				
26日	停止				
27日	停止				
28日	停止→運転				
29日	810	73			
30日	881	79			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2013年5月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,313

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日		停止			
2日		停止			
3日		停止			
4日		停止			
5日		停止			停止中点検実施し、異常なし。
6日		停止→運転			
7日	867	77			
8日	871	77			
9日	857	77			
10日	860	81			
11日	865	84			
12日	864	85			
13日	865	82			
14日	864	79			
15日	876	79			
16日	878	79			
17日	869	79			
18日	863	79			
19日	865	79			
20日	864	79			
21日	866	79			
22日	867	79			
23日	864	79			
24日	860	83			
25日	867	85			
26日	866	85			
27日	863	84			
28日	865	81			
29日	871	80			
30日	864	80			
31日	861	79			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2013年4月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
	産業廃棄物の焼却施設「法施行令第7条第13の2号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,399

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	865	77			
2日	862	76			
3日	863	76			
4日	868	77			
5日	866	79			
6日	874	85			
7日	878	84			
8日	872	84			
9日	873	85			
10日	880	81			
11日	879	78			
12日	884	79			
13日	879	79			
14日	881	79			
15日	872	82			
16日	866	85			
17日	運転→停止				
18日	停止				停止中点検実施し、異常なし。
19日	停止→運転				
20日	860	84			
21日	858	85			
22日	861	81			
23日	866	78			
24日	868	79			
25日	872	79			
26日	880	79			
27日	876	79			
28日	867	79			
29日	862	79			
30日	運転→停止				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。